

## 基本計画部会第4ワーキンググループ報告書の概要

### 趣旨及び第4ワーキンググループの検討課題等

第4WGに課せられた検討課題（統計の作成関係（行政記録情報の活用、民間事業者の活用の在り方等）、統計の利活用関係（オーダーメイド集計等の提供等）、IT活用方策）について、検討の背景・目的、検討に当たっての考え方、検討の進め方等を記述

### 統計の作成関係

#### 1 行政記録情報の活用

経済センサスへの労働保険及び雇用保険の事業所情報の活用

住民基本台帳データを活用した住民基本台帳人口移動報告の表章の詳細化の早期実現（地方公共団体に説明し、地方公共団体の了解を得た上での早期の実現）

法人企業統計調査への有価証券報告書データの活用

オーダーメイド集計の形態による税務データの活用

統計調査の実施計画の策定に当たり、当該統計の整備に活用できる行政記録の有無、活用の効果等について事前に調査・検討することを原則化（必要に応じ総務省から行政記録保有機関に対して協力要請）

行政記録保有機関において、合理的な理由に基づいて行政記録を提供することが困難な場合、その代替措置として、オーダーメイド集計の形態による集計表の作成等で対応（費用等は、統計作成機関が負担）

行政記録の活用について、行政記録保有機関のみならず、国民や企業の理解と協力の下に個別行政の適切な遂行が確保されるための具体的方策等の検討 等

#### 2 民間事業者の活用の在り方

民間事業者がノウハウ等を持つ業務分野での積極的な活用等

（特に、「郵送による実査」業務、「照会対応」業務等民間事業者のノウハウやリソースが活用できる業務については、積極的に民間事業者を活用）

国の統計調査の母集団フレームの提供を目的とした調査や調査結果が政府の経済財政運営の重要な基礎資料として利用されている調査に係る「調査員による実査」業務での活用については、その可能性を慎重かつ十分に検討

平成 年度末までに「統計調査の民間委託に係るガイドライン」を改定し、統計調査の実施プロセスの管理、受託事業者への事業完了報告書の作成の明示等の措置を反映

平成 年度に統計の品質に係る指標及び統計調査の実施プロセスの管理方法についての検討の場を設置

統計調査業務に係る民間事業者の団体との意見交換等を通じて、民間事業者の履行能力の実態把握等を行い、平成 年度にこれらの情報の共有化を図るための場を設置 等

#### 3 国民・企業への広報・啓発活動、統計教育の充実

##### 【広報・啓発】

各統計調査の結果を利用することの有用性や調査に協力しなかった場合に生じるおそ

れのある不都合などについて具体的に理解できるような広報の実施

調査結果をより分かりやすく、使いやすい形態で掲載するための具体的方策を平成 年度までに策定し、ホームページの掲載内容等を改善

#### 【非協力者への対処方針】

統計調査への非協力者に対する具体的な対処方策を平成 年度までに検討

#### 【統計リテラシーや統計倫理を重視した統計教育の拡充】

現在実施している教員への研修における受入人数の拡大や研修内容の充実 等

## 統計の利活用関係

### 1 オーダーメイド集計、匿名データの作成・提供

「委託による統計の作成等に係るガイドライン」(仮称)及び「匿名データの作成・提供に係るガイドライン」(仮称)に基づき、二次利用に係る事務処理を適切に実施

毎年度当初に、当該年度に二次利用の対象とする統計調査やサービスに関し、統計調査名、提供するサービスの内容等を盛り込んだ二次利用に関する年度計画を策定・公表

二次利用に関する年度計画及び前年度における二次利用の実績を取りまとめ、法の施行状況の報告と併せ、その概要を公表するとともに、統計委員会に報告

基幹統計調査の中から二次利用の対象とする統計調査とサービスを選択した上で、平成 21 年度から、二次利用に係る事務処理を適切に開始し、平成 22 年度以降、順次、二次利用の対象とする統計調査や提供するサービスを拡大

二次利用のニーズに適切に対応し、毎年度、人的、予算的なりソースの確保について最大限努力

平成 21 年度早期に独立行政法人統計センター(以下「統計センター」という。)が二次利用の委託の受け皿となる体制を整備するよう必要な措置を実施 等

### 2 統計データ・アーカイブの整備

各府省や政令規定法人、有識者、統計関連学会等の協力を得て、統計データ・アーカイブ整備検討会議(仮称)を設置し、その整備・運用方法、保有すべき機能、対象データの範囲・保存方法等を検討(総合科学技術会議や統計関連学会等に対し協力を要請)

基幹統計調査に係る調査票情報データ、匿名データ、調査概要書類、符号表等の保管・管理方法等を内容とするガイドラインを平成 年度までに策定

統計センターが各府省からの調査票情報データ、匿名データ等の保管・管理の委託の受け皿となる体制を整備するよう必要な措置を実施

### 3 政府統計共同利用システムの活用等による府省間でのデータ共有の推進

政府統計共同利用システム等を活用し、最適化計画に基づく府省間でのデータの共有の推進に積極的に取り組むとともに、フォローアップ及び必要に応じて最適化計画の見直しを実施

### 4 ITの利活用に関する研究開発

SNA等の加工統計の構築プロセスなど、高度IT利活用による様々な加工統計作成や統計の高度利活用のための研究開発を推進(総合科学技術会議等に対し協力を要請) 等